

消防予第42号
平成13年2月6日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

防災表示制度の運用について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成12年自治省令第51号）が平成12年11月20日に公布され、防災物品に付する防災性能を有するものである旨の表示は、消防庁長官の登録を受けた者が付することができることとされました。また、これに伴い、「防災表示を附する者の認定の基準（昭和48年消防庁告示第9号）」に代えて「防災表示を付する者の登録の基準及び指定確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件（平成12年消防庁告示第9号）」が定められました。

これらを踏まえ、新たに「防災表示者登録要綱」、「登録申請書作成要領」及び「防災表示を付する者の登録の基準等に関する運用上の留意事項」を別添のとおり定めるとともに、「防災表示制度の運用について（昭和54年3月31日付け消防予第57号。以下「旧運用通知」という。）」は廃止することとしましたので、貴職におかれましては、執務上の参考としていただくとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、従来、防災表示を附する者の認定申請・届出については、消防機関及び都道府県を経由して行うこととされていたことから、今後も消防機関又は都道府県に対して、住民から相談等がなされることが想定されます。その際に、住民サービスの維持などの観点から、消防機関等における相談の受付、申請・届出の取りまとめのうえ国に送付すること等は特に問題ありませんので、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

防災表示者登録要綱

第 1 趣旨

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 4 条の 4 第 1 項第 1 号の防災表示を付する者（以下「防災表示者」という。）の登録については、規則第 4 条の 4 第 2 項から第 7 項及び第 4 条の 5 第 2 項に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 登録申請

1 消防庁長官への申請

- (1) 規則第 4 条の 4 第 2 項の規定により防災表示者の登録の申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録申請書作成要領により申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を作成し、消防庁長官に申請をしなければならない。
- (2) 指定確認機関に防災性能の確認の申込み（規則第 4 条の 5 第 2 項の規定によるもの。以下同じ。）をする場合に、その旨を証する書類として添付する書類は、当該指定確認機関が発行したもので、次の事項が記載され、登録申請者及び当該指定確認機関の印が付された書類又はその写しであること。

ア 登録申請者の名称、住所

イ 指定確認機関の名称

ウ 確認の申込みを受けた年月日

エ 確認を行う防災対象物品又はその材料の種類

オ 確認の対象となる業種

2 消防庁長官による登録の審査

- (1) 消防庁長官は、1(1)の申請を受理したときは、申請者が防災物品の製造、処理、裁断、施工、縫製又は輸入販売（以下「製造等」という。）を行う工場、事業場又は店舗（以下「事業場等」という。）の所在する全ての市町村について、その区域を管轄する消防本部の消防長（消防本部を置いていない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）に対し、通知をすることとする。
- (2) 消防長は、(1)の通知を受けたとき、申請内容の確認等を行い、消防庁長官あてに当該通知に係る登録についての意見を提出することができる。なお、意見書の記載内容については、別記様式第 1 を参考とする。また、意見書を提出するにあたって事業場等に調査を行うときには、当該調査の対象となる申請者が規則第 4 条の 5 第 2 項の規定に基づき指定確認機関に申込みをしている場合に指定確認機関の調査を同時期に受けること等があるので、申請者の負担軽減に配慮するものとする。
- (3) 消防庁長官は、登録の申請を受けたときは、登録申請者が「防災表示を付する者の登録の基準及び指定確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件（平成 12 年消防庁告示第 9 号。以下「登録基準」という。）」に適合するか

どうかについて審査し、その結果に基づき、登録申請者を防災表示者として登録するかどうかを決定するものとする。

3 登録手続

- (1) 消防庁長官は、2(3)の規定による登録の審査が終了したときは、登録申請者、2(1)による通知を行った消防長及び登録申請者が指定確認機関に防災性能の確認の申込みをしている場合にあっては当該指定確認機関に対し、その結果を通知するものとする。
- (2) 消防庁長官は、2(3)の決定により規則第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官の登録を受けた者(以下「登録表示者」という。)に対し、次に定める業種番号、地区番号、業者番号により登録者番号を付与するものとする。

ア 業種番号は、業種別により次のように区分する。

- (ア) A・・・登録基準第3の製造業者
(イ) B・・・登録基準第5の製造業者又は防災処理業者
(ウ) C・・・登録基準第4の防災処理業者
D・・・ " (吹き付けにより防災性能を与える者)
(エ) E・・・登録基準第7の裁断・施工・縫製業者
(オ) F・・・登録基準第6の輸入販売業者

イ 地区番号は、各都道府県ごとにそれぞれ次のように区分するものとする。

北海道	青森	岩手	宮城	秋田
山形	福島	茨城	栃木	群馬
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟
富山	石川	福井	山梨	長野
▪ 岐阜	▪ 静岡	▪ 愛知	▪ 三重	▪ 滋賀
▪ 京都	▪ 大阪	▪ 兵庫	▪ 奈良	▪ 和歌山
▪ 鳥取	▪ 島根	▪ 岡山	▪ 広島	▪ 山口
▪ 徳島	▪ 香川	▪ 愛媛	▪ 高知	▪ 福岡
▪ 佐賀	▪ 長崎	▪ 熊本	▪ 大分	▪ 宮崎
▪ 鹿児島	▪ 沖縄			

ウ 登録者番号の表記方法は、次の例によるものとする。

業種番号 地区番号 業者番号
A - - 1

第3 変更届出

登録表示者は、規則第4条の4第5項の規定により、申請書等に記載した事項を変更しようとするときは、次に規定する方法で、別記様式第2の変更届出書により消防庁長官に届け出るものとする。

1 変更届を行わない場合について

次の場合には、変更届出で処理することなく新たに申請を行うものとし、合わせて第4に示す

ように、廃業届出を行うものとする。

- (1) 個人として登録されている者の場合の名義変更若しくは法人への組織変更、法人として登録されている者の場合の組織変更(有限会社から株式会社への組織変更等をいう。)又はその他の同様の組織変更の場合
- (2) 防災物品の製造等の業種を変更、追加又は削減する場合

2 変更の範囲

- (1) 申請書の記載事項の変更

申請者の住所(住居表示の変更によるものを除く。)

代表者氏名

名称

裁断・施工・縫製業以外の場合には、表示を付そうとする防災物品の種類の変更、追加工場、事業場又は店舗の変更、追加。下請、委託等に係るものを含む。

工場、事業場又は店舗の住所変更及び名称変更

- (2) 申請書の添付書類の変更

防災性能を付与するための設備及び器具の変更又は品質管理のための設備及び器具の変更については、同機種同等品との交換は含まないものとする。

品質管理組織

ア 品質管理組織を有するものは、申請書等に記載されている部門、構成、人員、職務内容について変更を行う場合。ただし、人員増、職務内容の増加に伴う構成変更については必要ないものとする。

イ 品質管理部門を有しないものにあつては、申請書等に記載されている責任者の職名及び氏名について変更を行う場合。ただし、責任者の人員増については必要ないものとする。

防災物品の品質、防災性能に係る資材の受入検査基準、防災物品である製品の検査基準、防災性能の確認の方法及びこれらの結果の記録方法についての変更。

申請書等に記載されている専門技術者の変更。ただし、増員の場合は含まないものとする。

3 登録内容変更届の受理

- (1) 消防庁長官は、登録の変更の届出を受けたときは、変更事項が登録基準に適合するかどうかについて調査し、登録内容を変更する。
- (2) 消防庁長官は、(1) の調査を行うときに、変更の内容が重大な変更であると認めるときは、第 2、2 (1) に準じて通知を行うとともに、指定確認機関に防災性能の確認の申込みを行っている旨の届出が変更前又は変更の届出においてなされている場合にあっては当該指定確認機関に報告を求めることとする。
- (3) 消防庁長官は、(1) の規定により登録内容の変更を行ったときは、第 2、3 (1) に準じて通知するものとする。

第 4 廃業届出

登録された者が廃業する場合、組織変更を行い、新たに申請を行う場合又は業種の変更等を行う

場合には別記様式第3の防災表示を付する者の廃業届出書により、廃業した旨を届け出るものとする。

- 1 組織の変更等又は業種の変更等を行い、新たに登録を申請しようとする者は、登録申請書と合わせて廃業届出を提出するものとするが、極力同時に行うようにされたい。
- 2 消防庁長官は、廃業届出を受けた場合においては、登録の取消しを行い、第2、3(1)に準じて通知するものとする。

第5 登録の取消し

- 1 消防庁長官は、消防長、指定確認機関その他の者から、次に掲げる登録表示者についての情報を得たときは、当該情報について、事実関係の調査を行うものとする。
 - (1) 防災性能を有していない物品を防災物品として製造等している登録表示者
 - (2) 規則第4条の4第6項の各号のいずれかに該当している登録表示者
- 2 消防庁長官は、1の調査の結果、登録表示者が規則第4条の4第6項第1号又は第3号に該当していることが明らかとなった場合、当該登録表示者に対し適切な改善計画の提出を求めるものとする。
- 3 消防庁長官は、登録表示者が次のいずれかに該当する場合には、当該登録表示者の登録を取り消すものとする。
 - (1) 2の改善計画を提出しない場合
 - (2) 提出された改善計画による改善が困難であると認められる場合
 - (3) 改善計画が実施された後も規則第4条の4第6項第1号又は第3号に該当している場合
 - (4) 1の調査の結果規則第4条の4第6項第2号に該当することが明らかとなった場合
- 4 消防庁長官は、登録の取消しを行ったときは、その旨を官報に公示するとともに、第2、3(1)に準じて通知するものとする。

別記様式第 1

防災登録に関する意見（例）

消防庁長官 殿

消防本部 消防長 印
平成 年 月 日

申請者	住所	〒			
	申請者名				
	代表者名 (担当者名)	電話番号			
区分	項目	添付書類上の 記載箇所	評価	備考	
基礎的 体制	防災性能を 与える設備 等	1 鑑別に必要な器具の有無	別記様式 3イ・4イ		
		2 防災薬剤の調合に必要な器具の有無	別記様式 3ウ・4ウ		
		3 防災性能を与えるための設備等の有無	別記様式 3ハニホ 4ハ		
	専門技術者	4 所定の専門技術者の配置の有無	別記様式 7、1.		
品質保 証体 制	品質管理の ための設備 等	5 防災性能測定機器の有無	別記様式 5イ・6イ		
		6 耐洗たく性能に係る試験機の有無	別記様式 5ロ		
		7 品質管理（受入検査、払出検査を含む。）に関するマ ニュアルの有無			
	受入管理 払出管理	8 受入、払出の記録を整理して保管する ことができること	別記様式 9、3		
9 防災性能の確認結果等の記録を整理し て保管することができること		別記様式 9、3			
その他	10 適合・不適合品の分別ができること				
評 価 の 他 理 由 見 等					

備考

- 「評価」欄には、各項目が申請書等と相違がないときに 印を、相違があったときは×印をつける。
- ×印を付けたときは、その理由等を記載すること。

別記様式第 2

防災表示者登録事項変更届出書

平成 年 月 日		
消防庁長官 殿		
届出者住所		
〒 _____		

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		

防災表示者としての登録事項を変更したいので、下記により届け出ます。		
記		
防 災 表 示 者 の 業 種		
登 録 者 番 号		
登録時又は前回変更後の 防災性能の確認方法 (いずれかに 印)	指定確認機関による。 指定確認機関名： _____ 自ら行う。	
変 更 事 項		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
受 付 欄	経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 防災性能を与えるための処理、品質管理等のための設備又は機械器具の状況等を変更するときは、適宜必要な書類を添付すること。
- 3 変更後に指定確認機関に防災性能の確認を行わせる場合には、指定確認機関に確認の申込みをした旨を証する書類を添付すること。
- 4 印の欄は記入しないこと

別記様式第 3

防災表示を付する者の廃業届出書

平成 年 月 日	
消防庁長官 殿	
届出者住所	
〒 _____	

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	

<p>防災表示を付する者としての業を廃業したいので、下記により届け出ます。</p> <p>記</p>	
住 所	
氏名 法人の場合は名称 及び代表者氏名	
防災性能の確認方法	指定確認機関 () による。 自ら行う。
廃業する業種	
登録者番号	
廃業理由	
受付欄	経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 防災性能の確認方法の欄は、いずれか該当する番号に 印をつけ、指定確認機関に行わせることとしている場合には指定確認機関名を記入すること。

3 印の欄は記入しないこと

登録申請書作成要領

第 1 申請書について

- 1 業種の欄は、1 から 4 までの該当するものすべてを 印で囲むこと。

なお、それぞれの業種は「防災表示を付する者の登録の基準及び指定確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件（平成 12 年消防庁告示第 9 号。以下「登録基準」という。）」に掲げるものに従い、次によること。

- (1) 製造業 登録基準第 3 の製造業者又は第 5 の合板の製造業者
- (2) 防災処理業 登録基準第 4 の防災処理業者又は登録基準第 5 の合板の防災処理業者
- (3) 輸入販売業 登録基準第 6 の輸入販売業者
- (4) 裁断・施工・縫製業 登録基準第 7 の裁断・施工・縫製業者

- 2 表示を付そうとする防災物品の種類欄は、該当するものすべてを 印で囲むこと。また、防災処理業、輸入販売業については、防災対象物品又は材料の別に「材料」又は「物品」を 印で囲むこと。（両方とも取扱うものについては「材料」及び「物品」の両方を 印で囲むこと。）

裁断・施工・縫製業については、表示を付そうとする防災物品の種類を問わないため、空欄でよいものとする。

- 3 防災物品の製造、処理、裁断、施工、縫製又は輸入販売を行う工場、事業場又は店舗の名称及び所在地の欄は、それぞれ製造、処理、裁断、施工、縫製、輸入販売の区分ごとにこれらに対応するすべての工場、事業場、店舗等の名称、所在地を記入するものであること。

この場合、申請者所有のもの以外のもの（下請け、委託等に関係のあるもの）については、その旨をカッコ書きで記入すること。なお、申請書に書ききれないときは、別紙に記入して添付すること。

第 2 添付書類について

- 1 第 1、1 (1) から (3) までに掲げる業種にあっては、次によること。

- (1) 申請者の営業概要

申請者の商号、資本金（法人の場合）、創業年月、従業員数、連絡先、会社組織の概要（法人の場合）、主な施設の概要（事務所、工場、営業所、倉庫、その他下請先の関連部分を含む。）を別記様式第 1 に記載すること。

- (2) 登録基準第 2 の登録の欠格事項に該当しない旨の誓約書

別記様式第 2 に基づいて作成したものであること。

- (3) 防災処理設備及び器具等の説明書

業種の区分ごとに別記様式第 3 又は第 4 に基づいて作成したものであること。

- (4) 品質管理の機器等について

防災性能の確認を自ら行うこととする場合にあっては、業種の区分ごとに別記様式第 5 又は第 6 に基づいて作成した品質管理の機器等の説明書を添付すること。なお、防災性能の確

認を指定確認機関に継続的に行わせることとしている場合には、その旨を証する書類を防災表示者登録要綱第2、1(2)により消防庁長官に提出すること。

(5) 専門技術者並びに防災物品の受入管理及び払出管理方法の説明書

別記様式第7及び第8に基づいて作成したものであること。なお、第1、1(3)に掲げる業種にあつては、別記様式第7中、専門技術者についての欄を空欄とすること。

2 第1、1(4)に掲げる業種にあつては、次によること。

(1) 申請者の営業概要

申請者の商号、資本金(法人の場合)、創業年月、工場所在地、従業員数、連絡先、下請業者の概要(名称、住所、設備)を別記様式第1に記載すること。

(2) 登録基準第2の登録の欠格事項に該当しない旨の誓約書

別記様式第2に基づいて作成したものであること。

(3) 防災物品の受入管理及び払出管理方法の説明書

別記様式第7及び第8に基づいて作成したものであること。

別記様式第 1

申請者の営業概要

商 号 資本金（法人の場合） 創 業 年 月 従 業 員 数	千円 年 月 名
連 絡 先	担当者（役職・氏名） 電 話： - -

会社組織図

施設の概要

区 分	住 所
自 社 工 場	
下 請 工 場	

別記様式第2

誓 約 書

申請者及び申請者の役員は、防災表示を付する者の登録の基準第2に規定されている登録の欠格事項に該当しないことを誓約します。

年 月 日

申 請 者

住 所 〒

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

_____ 印

消 防 庁 長 官 殿

別記様式第3（カーテン、布製ブラインド、幕類、どん帳、合板、工事用シート）

防災処理設備及び器具の説明書

区 分	名称（型式）	寸法・能力	台数	備 考
防 災 性 能 を 付 与 す る た め の 設 備 及 び 器 具	イ 鑑別に必要な器具			
	ロ 防災薬剤の調合に必要な器具			
	ハ 浸漬、脱水、乾燥設備			
	ニ 噴霧器			
	ホ 貼り合わせ設備、器具			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「名称（型式）」の欄は、所有している機器ごとに列記すること
- 製造業者のうち防災性能を与えるための処理を要しない生地、その他の材料を製造する者にとっては、「防災処理を付与するための設備」の欄は記載しないこと。
- 「寸法・能力」の欄には、「名称（型式）」の欄に記載されている設備又は器具の寸法及び性能の他に、その設備又は器具によって防災性能を付与するための方法及び設備又は器具の保守点検の方法を記載すること。ただし、設備又は器具によって防災性能を付与するための方法の記載については、防災性能を付与するための工程についての資料を添付することで代えることができる。

別記様式第4（じゅうたん等）

防災処理設備及び器具の説明書

区 分	名称（型式）	寸法・能力	台数	備 考
防 炎 性 能 を 付 与 す る た め の 設 備 及 び 器 具	イ 鑑別に必要な器具			
	ロ 防災薬剤の調合に必要な器具 （所有、その他）			
	ハ 均一に防災性能を与えることができる設備			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「名称（型式）」の欄は、所有している機器ごとに列記すること
- 製造業者のうち防災性能を与えるための処理を要しない生地、その他の材料を製造する者にとっては、「防災処理を付与するための設備」の欄は記載しないこと。
- 「防災薬剤の調合に必要な器具」の欄は、それぞれ該当する箇所に 印を付し、「その他」の場合には、備考欄に防災薬剤を調合した接着剤の購入先名を記入すること。
- 「寸法・能力」の欄には、「名称（型式）」の欄に記載されている設備又は器具の寸法及び性能の他に、その設備又は器具によって防災性能を付与するための方法及び設備又は器具の保守点検の方法を記載すること。ただし、設備又は器具によって防災性能を付与するための方法の記載については、防災性能を付与するための工程についての資料を添付することで代えることができる。

別記様式第5（カーテン、布製ブラインド、幕類、どん帳、合板、工事用シート）

品質管理のための設備及び器具の説明書

区 分	名称（型式）	寸法・能力	台数	備 考
品質管理のための設備及び器具	イ 防災性能測定機器 （所有、その他）			
	ロ 耐洗たく性能に係る 試験機 （所有、その他）			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「名称（型式）」の欄は、所有している機器ごとに列記すること
- 3 合板の製造業者又は防災処理業者にあつては、「品質管理のための機器」の欄中耐洗たく性能に係る試験機は記載しないこと。
- 4 「防災性能測定機器」及び「耐洗たく性能に係る試験機」の欄は、それぞれ該当する箇所に 印を付し、「その他」の場合には、備考欄に機器借受先又は随時依頼することができる試験機関名を記載すること。
- 5 「寸法・能力」の欄には、「名称（型式）」の欄に記載されている設備又は器具の寸法及び性能の他に、その設備又は器具の品質管理に対する使用方法及び校正の方法を記載すること。

別記様式第 6 (じゅうたん等)

品質管理のための設備及び器具の説明書

区 分	名称 (型式)	寸法 ・ 能力	台数	備 考
品質管理のための設備及び器具 イ 防災性能測定機器 (所有、その他)				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「名称 (型式) 」の欄は、所有している機器ごとに列記すること
- 3 「防災性能測定機器」及び「耐洗たく性能に係る試験機」の欄は、それぞれ該当する箇所に 印を付し、「その他」の場合には、備考欄に機器借受先又は随時依頼することができる試験機関名を記載すること。
- 5 「寸法 ・ 能力」の欄には、「名称 (型式) 」の欄に記載されている設備又は器具の寸法及び性能の他に、その設備又は器具の品質管理に対する使用方法及び校正の方法を記載すること。

別記様式第 7

専門技術者の配置並びに防災物品の受入、払出記録の説明書

1. 専門技術者の配置状況

氏 名	生 年 月 日	住 所	学 歴	防災処理又は 研究の従事期間	備 考

2. 受入、払出の記録の様式

(様式の一例)

年 月 日	防災物品の 名 称	受 入		払 出		在庫数量	備 考	防災性能の 確認の結果
		数量	受入先	数量	払出			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 専門技術者の「氏名」の下に、所属部署を記載すること。
- 「学歴」の欄には、工業化学等に関する学科又は課程を修了した学校名又は課程名を記載し、卒業証明書(写)を添付すること。
- 「防災処理又は研究の従事期間」の欄には、防災処理又は研究に従事した年月数を通算して記載すること。
- 登録基準第 3、4(1)及び(2)に該当しない者を専門技術者とする場合には、備考欄にその旨を記載し、その者が防災加工のための知識及び技能を有することを証する書類等を添付すること。

別記様式第 8

防災物品の受入管理、払出管理方法

1 品質管理組織

組織図

(品質管理部門、生産等に携わる部門等の組織での位置づけを明らかにする。)

責任者の所属、役職

(品質管理(受入、払出、防災性能の確認)の責任者の所属、役職を明らかにする。)

品質管理責任者 (所属) _____ (役職) _____

2 検査基準

(1) 検査の方法

検査項目及び検査基準

(検査をどのような試験方法により行うかを明らかにする。例：消防法施行規則第4条の3第 項第 号に定める試験方法。)

検査方式及び判定基準

(検査の対象となる防災対象物品等の抜取りの方法を明らかにする。抜き取りの方法、判定の基準を明らかにする。例：日本工業規格 J I S Z 9 0 1 5 の抜取検査による。)

不合格となったロットの処理

検査に合格したロットについては、防災性能を有していると認め、防災ラベルの貼付を行うこととする。
また、不合格となったロットについても適切な措置を行うものとする。
(検査合格、不合格時の処理を規定する。)

(2) 検査及び検査結果の判定を行う者

(検査を行う者、検査結果を判定する者の要件(学歴、役職等の要件)を明らかにする。防災性能の確認(検査及び検査結果の判定を含む。)を指定確認機関に行わせる場合には、者の要件に代えてその機関の名称を記載する。)

3 書類の管理

記録の保存方法及び保存期間

検査の結果等は、ファイルにつづり、____年間保存する。

(検査結果、判定結果の記録の保存方法、保存期間を明らかにする。)

保管場所

本方法書及び検査の結果等のファイルは、_____に保管することとする。

(保管を行う場所(事務所等)を明らかにする。)

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

防災表示を付する者の登録の基準等の運用上の留意事項

第 1 趣旨

本留意事項は、「防災表示を付する者の登録の基準及び指定確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件（平成 12 年消防庁告示第 9 号。以下「登録基準」という。）」及び「防災性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和 48 年消防庁告示第 11 号。以下「耐洗たく性能の基準」という。）」を運用するにあたって必要となる留意事項を定めるものとする。

第 2 防災表示を付する者の登録の基準の運用上の留意事項

1 登録基準第 3 の製造業者

- (1) 製造業者とは、防災物品の生地その他の材料の製造(製造過程における防災性能を付与するための処理を含む。)を自ら又は下請け等により行うとともに、防災表示を付し、当該物品の品質に関し責任を負う者をいうものであること。
- (2) 防災性能を与えようとする生地その他の材料の鑑別に必要な器具とは、顕微鏡、試薬(塩酸、硫酸)等をいうものであり、防災薬剤の調合に必要な器具とは、計量計、比重計等をいうものであること。
- (3) じゅうたん等に均一に防災性能を与えることができる設備とは防災薬剤を混入した接着剤を均一に塗布する設備等をいうものであること。
- (4) 防災性能を測定するための機器とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 4 条の 3 第 3 項、第 4 項及び第 5 項に規定する燃焼試験装置、恒温乾燥器、デシケーターその他燃焼試験の種類に応じてそれぞれ必要な器具をいうものであること。
- (5) 現に使用している洗たく機については、耐洗たく性能の基準の第 3 に定める水洗い洗たく機及びドライクリーニング機の基準に適合しないものであっても消防庁が、当該基準に適合する洗たく機と同等以上の性能を有すると認めるものについては、当分の間、洗たく試験に使用できるものであること。なお、耐洗たく性能の基準に適合しない生地その他の材料又は耐洗たく性能試験を行わない防災物品である生地その他の材料については、規則別表第 1 の防災表示の様式のうち「洗濯をした場合は要防災処理」を付記した表示を付すこととなるが、この場合の製造業者にあっては、洗たく試験機を要しないものであること。
- (6) 適正な品質管理を行うことができる組織とは、品質管理に関する権限及び責任の所在が明らかであり、かつ、防災物品に関して実質的に一定の機能を有する機構をいうものであること。
- (7) 資材の受入検査基準、製品検査基準及びこれらの検査結果の記録方法とは、(6)の機能を果たすために品質管理を行う組織によって実施されるものであり、他社又は他部門より資材を受入する際の品質、形状等の検査方法及びその基準、防災物品の製造、処理の過程及び

完了時における品質、形状等の検査その他の防災性能の確認の方法及びその基準並びにこれらの検査結果等の記録及び保存に関する方法であること。

- (8) 専門技術者の要件のうち、工業化学に関する学科又は課程とは、工業化学、化学工業、応用化学、高分子化学、合成化学、繊維工学等の学科又は課程をいうものであること。
- (9) 登録基準第 3、4 (3) に規定される消防庁長官が認めた者とは、防災加工を行うために必要な知識及び技能を修得したものとして、消防庁長官が認める者であること。
- (10) 専門技術者は、品質管理部門のみに限定されるものでなく、防災物品の製造を担当する部門に置くことができるものであること。

2 登録基準第 4 の防災処理業者

- (1) 防災処理業者とは、防災性能を有しない生地その他の材料に防災性能を付与するための処理をする者及びカーテン、どん帳等の防災対象物品に防災性能を付与するための処理を行う者をいうものであること。
- (2) 防災対象物品に防災性能を与えるために使用する防災薬剤は、法令等により防災加工薬剤としての使用を禁じられた薬剤に該当しないものであること。
- (3) 浸漬することにより防災性能を与えることが困難なものとは、どん帳、幕類等で、浸漬設備では均質及び円滑に防災性能を付与するための処理ができないものをいうこと。したがって、噴霧器による吹き付け処理は、カーテン等の防災対象物品については、認められないものであること。ただし、消防機関が立会う場合にあつては、この限りでない。
- (4) 品質管理を行うことができる組織については、品質管理部門を有している者にあつては第 2、1 (6) に準じ、品質管理部門を有していない者にあつては、品質管理に関する責任者を有していること。
- (5) じゅうたん等については現在のところ製造工程において防災性能が付されており、後処理することにより防災性能を与えるものはないため、じゅうたん等については防災処理業者はないものであること。

3 登録基準第 5 の合板の製造業者又は防災処理業者

- (1) 合板の製造業者又は防災処理業者とは、防災性能を有する合板を製造する者又は防災性能を有しない合板に防災性能を与えるための処理をするとともに、防災表示を付す者をいうものであること。
- (2) 防災性能を与えようとする合板の鑑別に必要な器具とは、合板用引張り試験機、含水率計、ノギス等をいい、防災薬剤の調合に必要な器具とは、計量計、比重計等をいうものであること。
- (3) 専門技術者の要件のうち、工業化学に関する学科又は課程としては、工業化学、化学工業、応用化学、高分子化学、合成化学、繊維工学、林学又は林産学の学科又は課程をいうものであること。

4 登録基準第 6 の輸入販売業者

- (1) 輸入販売業者とは、防災対象物品又はその材料を輸入し、その防災性能を確認して防災物品として販売する者をいい、輸入され、防災物品として確認されたものを買い入れ、そのま

ま販売する者は輸入販売業者には該当しないものであること。また、輸入され、防災物品として確認されたものを買い入れ、そのまま販売せず、材料等を切売りする場合は、5に示す裁断・施工・縫製業者に該当するものであること。

- (2) 品質管理のための機器について、じゅうたん等のみを輸入販売する者は、耐洗たく性能の基準に規定する試験機は必要ないものであること。

5 登録基準第7の裁断・施工・縫製業者

- (1) 裁断・施工・縫製業者とは、防災性能を有する生地その他の材料からカーテンその他の防災対象物品を縫製する者、防災性能を有するじゅうたん等を施工する者、又は防災性能を有する生地その他の材料を裁断し、切売りする者をいう。縫製とは、カーテン、工事用シート、幕等を作製すること及びじゅうたん等にあつてはピースものを作製することを、施工とはじゅうたん等を床、階段等に敷く作業をいう。裁断とは生地その他の材料である原反の一部を切り、2以上の部分にわけるといい、2以上の部分にわけることによって新たに防災ラベルの貼付の必要となる行為がともなうものを登録表示者とするものである。また、じゅうたん等にあつては、施工する場合にあらかじめ施工し易いように原反を裁断する者をいうものであること。
- (2) 防災物品の受入管理及び払出管理の方法とは、防災物品の取引年月日、取引先(小売販売する場合の相手先は除く。)、防災物品の種類、名称、数量、在庫量、防災性能の確認の結果その他必要事項を正確に把握するための方法及びその記録の方法であること。

第3 防災性能に係る耐洗たく性能の基準の運用上の留意事項

- 1 この耐洗たく性能基準は、防災物品(カーテンその他これに類する幕類)に規則第4条の4別表第1に掲げる4種類の防災表示の様式のうち、いずれを付すべきかを判定するためのものであること。
- 2 水洗い洗たく又はドライクリーニングを5回繰り返し行うのは、当該防災対象物品の耐用年数及び洗たく頻度等を考慮したものであること。
- 3 試験体の数は、水洗い洗たく、ドライクリーニングごとにそれぞれ必要な数であること。
- 4 試験体の大きさが、規則第4条の3第4項及び第7項に規定している燃焼試験の際の大きさより周囲5センチメートルずつ大きくなっているのは、洗たくによる布のほぐれを考慮したものであるが、著しいほぐれを起すおそれのある布にあつては、あらかじめ試験体の周囲のほぐれを防止する措置を施すこと。
- 5 水洗い洗たく機及びドライクリーニング機の寸法については、それぞれ基準の別図に示したとおりであるが、製作上の形状、寸法の許容誤差は認められるものであること。
- 6 上記5のほか耐洗たく性能の基準に示した各種数値(洗たく回数及びすすぎ回数の数値を除く。)は、標準値であること。なお、温度の数値については、その特殊性から次の範囲まで認めるものであること。

イ 液 温 プラスマイナス2度

ロ 乾燥温度 プラスマイナス5度

- 7 ドライクリーニングにおいて、規定の時間洗じょうを行った後において、試験体にパークロルエチレンの添加剤が残留するおそれがあるときは、洗じょうの量と同量のパークロルエチレンですすぎを2回行うこと。
- 8 洗じょう等に用いたパークロルエチレンは、原則として使用後は廃棄するものであるが、蒸留装置、ろ過装置等を用いて不純分を取り除いたものは、繰り返し使用してさしつかえないものであること。
- 9 パークロルエチレンは、一般有機溶剤に比して毒性が強く粘膜刺激作用、中枢神経障害等を起こすおそれがあるため、使用時の管理については、次の事項を特に注意されたいこと。
 - イ パークロルエチレンの蒸気重さは空気の4.8倍程度あることから室内の低位置に換気口を設ける等の配慮をすること。
 - ロ 空容器等は、常に密栓し、かつ、室外の安全な場所に保管すること。

第4 防災性能の確認に関する留意事項

防災性能の確認とは、製造等を行う防災対象物品またはその材料について、製造等の体制のチェック及び防災性能試験の結果等に基づき、防災性能が継続的に安定して確保されていると認めることであること。